

秋田市地球温暖化対策実行計画について

1 秋田市地球温暖化対策実行計画とは

(1) 計画策定の背景

平成20年6月に温対法が改正され、特例市以上の自治体に、これまでの市役所の事務事業における温室効果ガス排出抑制計画に、市域全体の温室効果ガスの排出抑制のための施策を加えた、新たな地方公共団体実行計画の策定が義務づけられた。

(2) 秋田市地球温暖化対策実行計画

平成21年度から策定に着手し、平成23年3月策定（完成）

(3) 計画の位置付け

ア 温対法第20条の3第3項に規定する地方公共団体実行計画

イ 秋田市環境基本計画における地球温暖化防止に関する具体的な行動計画

2 計画における市・市民・事業者等の役割

(1) 市の役割

ア 地域の特性に応じた対策の実施

自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策を策定し、その実現に努める。

イ 率先した取組の実施

新エネルギーの導入や省エネルギーの取組等を率先して行い、広く情報発信し、市民や事業者の活動を牽引していくよう努める。

ウ 地域住民等への情報提供と活動推進

関連機関等との連携を図り、地域の環境行政の担い手としてイニシアティブを発揮し、教育、民間団体支援、先駆的取り組みの紹介、各種相談への対応等をきめ細かく行い、市民や事業者に対し、取り組みの促進を呼びかけていく。

(2) 市民の役割

日常生活や地域活動等において、省エネルギーやごみの減量などの環境配慮に努めるとともに、環境負荷が少ない製品・サービスや新エネルギーに対する関心と理解を深める。

(3) 事業者の役割

事業所施設・オフィス等における新エネルギー・省エネルギー設備の導入推進や省エネルギーの取り組みなどにより、事業活動における温室効果ガスの排出削減に努める。

3 温室効果ガス排出量の削減目標について

(1) 国の目標期間及び温室効果ガス排出量の削減目標

- ア 従来：1990年度を基準年度とし、
 - 短期目標：2012年度までに基準年度比－6%
 - 中期目標：2020年度までに基準年度比－25%
 - 長期目標：2050年度までに基準年度比－80%

イ 新たな目標：環境省と経済産業省の審議会が合同で策定した目標値「2030年に2013年比で－26%」（6月2日閣議決定）

	1990年比	2005年比	2013年比
日本 (審議会要綱案)	▲18.0% (2030年)	▲25.4% (2030年)	▲26.0% (2030年)
米国	▲14～16% (2025年)	▲26～28% (2025年)	▲18～21% (2025年)
EU	▲40% (2030年)	▲35% (2030年)	▲24% (2030年)

(2) これまでの秋田市の目標期間および温室効果ガス排出量の削減目標

- 1990年度を基準年度とし、
 - 短期目標：2012年度までに基準年度比±0%
 - 中期目標：2020年度までに基準年度比－10%
 - 長期目標：2050年度までに基準年度比－40%

4 計画の見直し内容について

(1) 新たな削減目標についての議論

- ア 国の新たな削減目標に対応した見直し
- イ 2030年度の削減目標を新たに立てる必要性
- ウ 各部門別の排出量削減について、今後5年間の具体的な取組
- ウ 気候変動対策を盛り込む必要性（現行計画には入っていない）
- エ 新エネルギービジョン（H14.3）の内容の取込み
- オ 秋田市地球温暖化防止活動推進センターおよび推進員の役割について、計画への位置づけ
- カ 取組を評価・検証する体制の新たな構築（PDCAサイクル）

(2) ロードマップについての議論

- ア 本市の目標達成に必要な温室効果ガス排出削減量を得るための対策・施策を適

切に、遅れなく実施するため、実施時期等を整理・総括し、目標達成に至るまでの道筋を示したもの

イ 目標期間（短期、中期）の変更、対策メニューに基づく削減量の変更

(3) 実施しようとする措置内容についての議論

市域の自然的社会的条件に応じて、市民・事業者・行政の各主体が温室効果ガスの排出を抑制するための取り組みとして、以下に掲げる事項について定める。

ア 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

イ 事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

ウ 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

エ 市域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項

5 計画の見直しスケジュールについて

現行計画の見直しに関するこれまでの経過と今後の予定は、以下のとおり。

平成26年	7月	秋田市環境審議会（見直し計画について報告）
	8月	温室効果ガス排出量現況・将来推計調査 （～27年1月）
	10月	市民・事業者意識調査（郵送方式）
平成27年	2月	秋田市環境審議会（意識調査結果について報告）
	6月	第1回実行計画策定等協議会 （見直しの概要、作業スケジュール説明）
	7月	第2回実行計画策定等協議会 （将来像および中長期目標、施策） 温室効果ガス排出量現況推計調査 ロードマップ作成業務委託 環境審議会 （将来像、中長期目標、施策に関する協議結果の報告）
	11月	第3回実行計画策定等協議会（見直し（素案）協議） 環境審議会（見直し（素案）協議結果の報告）
	12月	パブリックコメント（～1月）
平成28年	2月	第4回実行計画策定等協議会（見直し（案）協議） 環境審議会（見直し（案）協議結果の報告）
	3月	見直し完了、公表